

瀬戸内町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和5年4月24日(月)10時から10時50分

2.開催場所 瀬戸内町役場4階委員会室

3.出席委員 (9人)

会長	11番	堯	文俊
会長職務代理者	8番	永井	利一
	1番	森	正三郎
	2番	田中	勝弘
	3番	碩	悟
	5番	岡野	正郎
	6番	元	克美
	9番	川島	博
	10番	数原	菊美

4.欠席委員 (1人)

5.議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議案第8号 農地法第3条の規定による許可について

第4 議案第9号 農地法第5条の規定による許可について

第5 議案第10号 非農地証明について

第6 議案第11号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について

第7 協議会

(1) 行事予定について

(2) その他

6.農業委員会事務局職員

局長	永井	健一郎
次長	川畑	金徳
主事	堀江	美彩
会計年度任用職員	大黒	佐江子

7.会議の概要

事務局	みなさん、おはようございます。ちょっと時間が早いですけど、ただいまから第4回瀬戸内町農業委員会総会を開催いたします。本日の委員の出席状況でございますが、出席人数は9名で定足数に達しており、本日の総会は成立していることをご報告いたします。まず会長よりご挨拶をお願いします。
議長	【挨拶】
事務局	ありがとうございました。それではこれより議事に入ります。瀬戸内町農業委員会会議規則第6条に基づきまして堯会長に議長をお願いします。
議長	それでは会を始めたいと思います。日程1、報告第8号、人事案件についてを事務局のほうからお願いします。
事務局	報告第8号、人事案件について報告いたします。4月1日の人事異動によりまして、前おられました富田さんが定年退職されております。後任として私、川畑が就きました。再任用という形でまた農業委員会のほうにお世話になります。また、嘉藤さんのほうがですね、退職されてですね、その後任として大黒佐江子さんが就いております。みなさん、今後ともよろしくお願いいいたします。
議長	大黒さん、何か紹介でも。
事務局	大黒と言います。よろしくお願いします。
議長	はい、お願いします。
	はい、日程2、議事録署名委員の指名をしたいと思います。6番元委員、7番と書いてありますが7番が休みですので8番永井さんを指名いたします。よろしいですね。
	【異議なし】の音が聞こえる
	会期は本日1日限りといたします。
	日程4、議案第8号、農地法第3条の規定による許可についてを議題といたします。調査員は元委員と森委員となっておりますが元委員のほうから報告をお願いします。
6番委員	報告いたします。議案第8号、農地法第3条の規定による許可について。調査員は私と森委員と事務局から堀江さん3名で調査いたしました。 土地の表示 「瀬戸内町大字阿室釜字宇神555番」、畑、981㎡ 合計1筆981㎡。 譲渡人：鹿児島市〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 贈与です。 譲受人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 受贈です。 お二人は兄弟です。以上です。
議長	調査説明は終わりました。これから議案の審議に入ります。質疑ありませんか。 【質疑なし】の音が聞こえる
	質疑ないようですので質疑を終結いたします。それでは議案第8号を採決いたします。本議案8号については原案通り賛成の方は挙手願います。 【全員挙手】 挙手多数であります。したがって議案第8号は原案通り決定されました。
	日程5、議案第9号、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。調査員は数原委員と徳推進委員となっておりますが数原委員のほうから報告をお願いします。

10 番委員	<p>みなさん、おはようございます。議案第 9 号、農地法第 5 条の規定による意見決定について、ご報告いたします。調査員は私数原、徳推進委員さんと事務局の方と調査いたしました。</p> <p>土地の表示：瀬戸内町大字諸鈍字大田原 821 番 畑 624 m² 合計 1 筆 624 m²です。</p> <p>譲受人：鹿児島市〇〇〇〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇氏</p> <p>譲渡人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏</p> <p>転用の目的：キャンプ場敷地</p> <p>転用事由の詳細：キャンプ場敷地造成でございます。</p> <p>下に地図がありますので、地図を見ながら、みなさんのご意見をよろしく願います。以上です。</p>
議長	調査・説明は終わりました。これから議案の審議に入ります。質疑ありませんか。
9 番委員	はい、9 番。
議長	はい、川島委員。
9 番委員	<p>この前、みなさんで調査しましたが、ちょっと難しい案件であって、ただこの申請地自体はちょっとぬかるみとか道路地にするにはちょっと手加えたらできると思いますが、ただ周りが牧草地で言えるような農地ですので、また将来的に言うと野菜とかかんきつ類とか植えた場合に、ここにキャンプ地であることは不特定の人が来てテントとか張って、そんなことされると、朝早くからトラクター入れたり、そういうのが農業続けるのに支障が出るのでは。だからそういう意味で、将来的に見た時に、そういういろんな条件を含めて、自分としては、これは反対したいと思います。</p>
議長	他に質疑ありませんか。
3 番委員	いいですか。
議長	はい、碩委員。
3 番委員	<p>私も今、川島委員が言われたように、この前見まして、周りは牧草地らしい。それから草が生えてるのはススキだけだったですよ。そうした場合に、これを非農地に認めることはですね、第 2 条の項目の中にどれにも当てはまらないと思うんですよ。しいて言うならば、(3) 耕作不適・耕作不便など、やむを得ない事情によって、耕作放棄され、森林・原野化し、農地への復元ができない、と認められる土地の場合にしてもいいですよ。という内容ですので、恐らく森林・原野化ということにはまだなっていない。また農地への復元ができないということ、まずありえないと私は思いますと感じ取ってます。あそこを土地の所有者の方は排水が悪いので言う話もありましたので、これ基本的にキャンプ場作っても恐らく土を入れるんですよ？排水が悪かったらですね。それだったらそれで農地にするにしても農地用の土地を入れるのでいいであって、これを非農地に許可したってなると、他の所もほとんどこれは非農地許可をしないといけないんだろうかと私は思います。そういうことからですね、これは第 2 条の項目の中にどれにも当てはまってないんじゃないかと思しますので、私としても反対いたします。以上です。</p>
議長	他にご意見ございませんですか？
10 番委員	はい。
議長	はい、数原委員。

10 番委員	この地主の方は、農業は完全にできる方ではないんですよ。それで、置いといても、使う方も今はもう農業から離れる方が多くて、荒れる一方なんです。それで、その辺はもう民家も少ないし、そういう荒れ地を放っておくよりは活用ができて、活用したほうがその地域の発展性というのが見えてくるんじゃないかと、そういう気がして調査いたしました。
9 番委員	はい。
議長	他に。
9 番委員	これは5条申請で出てるから、土地が荒れてるとか、そういう問題ではないと思いますよ。ただ確かにこのまま置いとけば荒れてくる一方と思うけど、けどそれは5条申請に対しては、別の問題だと思いますけどね。
3 番委員	はい、いいですか。
議長	はい、どうぞ。
3 番委員	この前、阿木名のほうでも非農地証明やってくれて申請上がってきて、ここの総会でも却下ということで現地で私たち調査員がこれはできませんよと話をしましたら、本人は取り下げたということもあります。だから本人は、阿木名のほうは農業をやりませんと言う話だったんですよ。しかし、農業やりませんからと言って、それを非農地にしとった。他の所も私も農業やりませんと言われたら全部許可しないといけない。それからやり方としては、貸すという方法もあるわけですね。農地バンクとかそういうのを使って。そういうのがありますので、これについてはちょっと農業やりませんから非農地証明をお願いしますという話はちょっと違うんじゃないかというふうに思います。以上です。
議長	他に質疑ありませんか。はい、元委員。
6 番委員	こないだ視察した時に、周りの状況を見て、牧草地でそのキャンプ場の敷地で薬品使ったりとか、そういう農地に害の及ぼすのがなかったような気がしますので、私はキャンプ場にしてもいいんじゃないかな。その諸鈍の場所はね。他は分かりませんが。いいんじゃないかという、貸し条件にいろいろ項目を決めていただいて、ちゃんとしたもので、貸し借りしたらいいんじゃないかと私は思います。
9 番委員	はい。
議長	はい。
9 番委員	現状だけではなくて、農業委員として将来的にずっとあれが牧草地だったらいいけど、さっき言ったように野菜とか果物畑とか果樹畑とかになった場合に、ここで農業するには天気とかそういうのを見ながら朝早くやったりとかするんだけど、将来的に見た時に、そういう支障が起こってくるんじゃないかと思いますよ。優良な農地はやっぱり残しておくべきだと思います。
議長	他に質疑ありませんか。はい、碩委員。
3 番委員	非農地にしてもいいんじゃないかという方はですね、証明発行基準の第2条のどれに該当するのか、そこまで回答をお願いします。
事務局	非農地は転用があるので、もし非農地を持ってくるとすると、無理ですよという話になるので。あとは採決を取ってもらう。
3 番委員	非農地にするんでしょ。
事務局	いや、転用申請が上がってきてるので。
3 番委員	転用ね。

議長	<p>非農地じゃなくて。</p> <p>ちょっと休憩をはさみたいと思います。休憩の中で何かもっと問題について意見があれば出して。</p>
3 番委員	<p>我々の仕事はね、農地を守ることなんですよ。第一には。だからその観点からちょっとご意見をね交わさないと、この状況を見てどうのこうのじゃなくて、条件関係してくるんでしょうけど、周りがほとんど牧草地ということは、農業をやっておられるんですよね。農業をできないことではないということですよ。その大きな森林とかに大きな木が生えとったらですね、どうしてもこれは農地にできないなら別ですけど、周りが牧草地なって農業やってるんだから、それはちょっと私としては転用するのはおかしいんじゃないのかなと。転用ですることは農地を止めますからね。私はそう思います。</p>
議長	はい、田中委員
2 番委員	<p>非農地が前回上がったと思いますが、今回調査の時から総会の資料が来たときに5条の転用になってますよね。もう転用の方法しか解決方法が申請方法はないわけでしょうか。</p>
9 番委員	これ非農地で上がった？
2 番委員	最初は非農地ですよ。
事務局	阿木名が非農地で上がって、取り下げた。
2 番委員	碩委員が言われたように、該当事項がないからかなと思ってるんですけど。
事務局	<p>前回、違う場所が転用が上がってきて、そこは農用地にかかっているということでやめて、農用地に入っていないところを転用申請で上げたと聞いております。</p>
9 番委員	この場所ではなかった？
2 番委員	違う場所？
事務局	<p>違う場所。転用上げたんだけど、そこは農用地に入ってたので、除外するのも結構大変ということで農用地に入っていない所を新たに申請した。</p>
2 番委員	ああ、そうですか。
9 番委員	<p>水が詰まったりして、農地にするには入れたりしないといけないけど、周りの農地を見たときに、農業続けるのに、絶対トラブルとかが起きると思いますよ。不特定多数の人がキャンプ張ったりして来るから、全然状況分からない人が泊まるから、キャンプ張って。農業する人がトラブル起きると思いますけど。農業する人を優先的に考えないと。</p>
議長	<p>他に休憩の中で話し合いがあれば。本会に戻してよろしいですね。本会に戻したいと思います。決取っていいですよ。</p> <p>それでは議案第9号を採決したいと思いますので、原案通り賛成の方は挙手願います。</p> <p>【挙手少数】</p> <p>3名ですね。じゃ賛成少数ですのでこの問題は否決されました。第9号の第5条の規定による意見決定については否決でございます。</p> <p>それでは日程6、議案第10号1、非農地証明についてを議題といたします。調査員が田中委員、森委員、岡野委員になっておりますが、どなたか田中委員お願いします。</p>

2 番委員	<p>議案第 10 号 1、非農地証明について報告いたします。4 月 7 日に調査をいたしました。調査員は森委員、岡野委員、田中と事務局から 2 名、司法書士久保さんで立ち会い調査いたしました。</p> <p>土地の表示：瀬戸内町大字古仁屋字瀬久井西 6 番 1 畑 693 m² 合計 1 筆 693 m² 願 出 人：霧島市隼人町〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 登記名義人：霧島市隼人町〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏</p> <p>非農地に至った理由並びに現在の管理状況</p> <p>申請地は昭和 58 年瀬久井地区が瀬戸内町都市計画による土地区画整理事業に指定され、宅地造成工事完了後の平成 15 年 2 月 13 日管理処分により同年 11 月登記された。同時に本土地区域は第 1 種住居地域として用途地域指定がされ、本土地は固定資産上は工事完了後 20 年近く現在まで宅地課税されている。</p> <p>そのような経緯のもと本地に住宅建築の予定もあることから、非農地手続きの認定のもと、宅地へと地目変更登記すべきものと考えている。</p> <p>証明書発行基準：瀬戸内町農業委員会非農地証明書交付事務処理要領第 2 条第 1 項第 4 号を適用</p> <p>以下、お目通しいただきたいと思います。以上です。</p>
議長	調査報告は終わりました。これから議案第 10 号 1 の審議に入ります。質疑ありませんか。
9 番委員	はい。
議長	はい、川島委員。
9 番委員	9 番。この土地は全然荒れてないんだけど、今まで何か耕作しとったんですかね。
2 番委員	<p>非農地に至った管理状況で述べてる通り、宅地造成工事を平成 15 年に区画整理ですかね、そこで道路を入れて各区分されてその後、きょうだいがこの方など何人かいて、ちょっとなかなかまとまらないで、そのままの状態にその後ずっとその状態になっていて、たまに草刈りぐらいしてるような状況で課税はされているという、住宅用地でもありますので、課税は税務課のほうで現状を見て課税してる状況です。</p>
議長	他に。
9 番委員	これ見たら、現況を見ると、その非農地の基準に当てはまらないと思うんですけどね。
事務局	いいですか。
議長	事務局。
事務局	<p>瀬久井のその地区はですね、区画整理で宅地並みの課税がされていると。今回、この場所はですね、家が建つ予定なんでしょうけど、管理のほうはただ草刈るだけ管理でしているという状況です。今後また、家も建ってくでしよし、転用を出すよりも非農地を出して、地目を宅地に変えたほうがいいのではないかと考えているところです。</p>
9 番委員	いや、これを見て...
事務局	いや、宅地になったとしても、野菜を作ろうとしたら野菜も作れるので、そこは畑としてはどうかかと。

5 番委員	4 条か 5 条で。家建てる時に 5 条で申請したほうがこの状況を見て非農地となると...
事務局	現状を見る限りは非農地ではないという形にはなりますが。今後、宅地が建っていく予定ということで、課税も宅地並みの課税もされてどうかなということです。
3 番委員	登記上は農地になってるでしょ。
事務局	畑になっていますね。
3 番委員	何で税務署が宅地で課税するの？おかしいじゃん。
事務局	税務課のほうで宅地評価で評価額でしてるので。
3 番委員	書類上、農地になっているのに現況見て宅地の課税するの？
5 番委員	農業委員として現況見て判断するしかないんじゃない。これ。これ家建てるんだったら 4 条か 5 条のほうがいいんじゃない？
議長	他に何か。
3 番委員	5 条でだったらダメなのか。
事務局	5 条か 4 条でもいいです。
3 番委員	転用でしたらいいと言うかもしれないよ。ある意味。
事務局	あとは登記官が来て、どう判断するかでしょうね。
議長	休憩します。休憩の中で何かまたあったらもうちょっと話し合っ。
2 番委員	ここら辺はここだけではなく、その下とかあるわけでしょう？
事務局	ある。あるけど全部転用でやっているとします。多分これ売買目的だと思うんだけど。売買でも 5 条申請すればいいのかなど。
議長	この面積はどうなっているの、これ？結構広いね。
事務局	693 m ² です。
2 番委員	民宿さこだの後ろ。
議長	80 m ² ？
事務局	いや、693 m ² です。次が小さい。
議長	あらんとこ見てるわ。693、広いね。
3 番委員	これさ、発行基準第 4 号適用で書いてあるよね。転用事実行為は何を指してるの？この中身で言えば。農地としてやってるでしょ。
事務局	地目上、畑なんだけど、耕作はしてないんですよ 10 年以上。
3 番委員	そういう畑いっぱいあるよ。10 年以上耕作してないで転用したかどうかって転用事実行為が 10 年以上。
事務局	経って 10 年ですね。
3 番委員	そういう意味でしょ。これは。それだったら 10 年経ってるから今更農地にできないでしょ。だから非農地にするわけでしょ。転用も何もしてないのに。だから 5 条で申請して、転用してからのほうがいいのでは。
議長	草刈りだけしてるわけ。
9 番委員	本人が家を建てる？
事務局	それは聞いてないです。行政書士から上がってきてるので。
3 番委員	どっから上がってるの？
事務局	〇〇さんところから。
3 番委員	〇〇さんところね。

事務局	家が建ってないとこれはならん。 あー...
議長	他に休憩の中で話し合いがあったら。
3 番委員	宅地に登記変更する考えがあったら、宅地に転用すればいいじゃん。非農地証明出すよりは。
9 番委員	そのほうがいいんじゃない。4 条か 5 条出して。
事務局	いつ建てる計画がないと 4 条か 5 条は出せないですから、いつ待ってもそのままという形です。
9 番委員	現況で判断しないと。特別にどうのこうの言っただけ。農地の基準に全然当てはまってない。
議長	本会に戻しますよ。ではこれから本会に戻します。それではこの議案第 10 号 1 についてを採決してよろしいですね。議案第 10 号 1 を採決いたします。原案通り賛成の方は挙手願います。 【挙手少数】 1 人だけね。賛成が 1 人でこの議案第 10 号 1 は否決となります。
5 番委員	調査員に僕なんか議長入ってますけどね、調査員として田中さんと森さんに入ってますがね。調査員として。
議長	はいはい。
5 番委員	その調査員として調査 3 名しましたがね。そしたら採決取る時に私たちが賛成に回るべきなんですか？
数名	それは関係ない。
5 番委員	関係ない？調査員だから。
9 番委員	調査したことを総会で報告して決めるが田中さんが 1 人手を挙げた。
2 番委員	その場の意見とかいろいろ修正がありますので。
5 番委員	調査員本人が反対するのもあくまでも（採決に）かけるだけだから。
議長	それは調査員の判断で調査してこれは悪いと思ったら反対でもいいと思います。では次に進みます。同じく日程 6 で議案第 10 号 2、非農地証明について、調査員が田中委員、森委員、岡野委員となっておりますが、はい、田中委員から。
2 番委員	議案第 10 号 2、非農地証明について。これは前議案 10 号 1 より分筆されたものであります。同じ 4 月 7 日、同じメンバーで調査いたしましたので報告いたします。 土地の表示：瀬戸内町大字古仁屋字瀬久井原 1021 番 3 畑 80 m ² 合計 1 筆 80 m ² 願 出 人：霧島市隼人町〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 登記名義人：霧島市隼人町〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 非農地に至った理由並びに現在の管理状況 申請地は昭和 58 年瀬久井地区が瀬戸内町都市計画による土地区画整理事業に指定され、住宅地を造成工事するために、本土地は平成 9 年に本地の元番である 1021 番 2 から分筆され指定区域外の土地となった。 本地はもともと段々畑であったことから、計画道路壁面として、一部擁壁工事がなされ、現況は山林と化している。

	<p>よって、現況に合わせるためにも非農地手続き認定のもと、山林へと地目変更すべきものと考えられる。</p> <p>証明書発行基準：瀬戸内町農業委員会非農地証明書交付事務処理要領第2条第1項第3号を適用</p> <p>後ろに図面等、写真が付いております。以下お目通しいただきたいと思います。</p>
議長	調査説明は終わりました。これから議案の審議に入ります。質疑ありませんか。
3番委員	ちょっといいですか。
議長	はい、碩委員。
3番委員	写真を見てもらいたいんですけど、車の左側。ここもかかっているの？
2番委員	そこはかかっておりません。壁面の上です。
3番委員	なるほど。はい、分かりました。
5番委員	これなんか農業なんかできないよ。
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>【質疑なし】の声が聞こえる</p> <p>質疑ないようですので、質疑を終結いたします。それでは議案第10号2の採決いたします。議案第10号2については原案通り賛成の方は挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>挙手多数であります。したがって議案第10号2は原案通り決定されました。</p> <p>日程7、議案第11号、農業経営基盤強化促進法による利用権設定についてを議題といたします。事務局のほうから説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第11号、農業経営基盤強化促進法による利用権設定について説明をいたします。資料の12ページから15ページをご説明いたします。まず12ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積の利用権設定について公告日を令和5年5月1日を予定しております。内容につきましては、畑1件の1筆で貸し手1人、借り手1人、面積694㎡となっております。内容の詳細につきましては、13,14ページに計画総括表として記載しておりますので後ほどご覧ください。それでは個々にご説明をいたします。資料の15ページをご覧ください。</p> <p>整理番号10 農地の所在地「大字油井字小金久617番」、現況地目「畑」、694㎡。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏、賃貸借によるもので、対象作物は果樹で、生産拡大を図るものです。存続期間は20年間となっております。</p> <p>以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。ご審議くださるようお願いいたします。</p>
議長	<p>議案の説明は終わりました。これから議案の審議に入ります。質疑ありませんか？</p> <p>【質疑なし】の声が聞こえる</p> <p>質疑ないようですので質疑を終結いたします。それでは議案第11号、採決いたします。議案第11号については原案通り賛成の方は挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>挙手多数であります。したがって議案第11号は原案通り決定されました。</p> <p>日程8、報告第9号1、事務局のほうからお願いします。</p>
事務局	はい。報告第9号1、農地法第3条の3第1項の規定による届出について

	<p>土地の表示「大字清水字脇田 876 番 1」、「畑」、257 m² 合計 1 筆 257 m²。 権利を取得した者「兵庫県尼崎市〇〇〇〇丁目〇番〇号」〇〇〇〇氏 権利を取得した日：令和 3 年 3 月 22 日 権利を取得した事由：相続 取得した権利の種類及び内容：所有権 農業委員会によるあっせん等の希望の有無：希望しない 届出の年月日：令和 5 年 3 月 22 日</p>
議長	はい、続けて。
事務局	<p>報告第 9 号 2 土地の表示 「大字蘇刈字嘉鉄俣 172 番」、「畑」、840 m² 「大字蘇刈字嘉鉄俣 176 番 3」、「畑」、1,090 m² 「大字蘇刈字大緑 320 番 3」、「畑」、210 m² 「大字蘇刈字大緑 356 番 4」、「畑」、797 m² 「大字蘇刈字屋通り 905 番」、「畑」、905 m² 合計 5 筆 3,842 m²。 権利を取得した者「瀬戸内町大字〇〇〇〇番地」〇〇〇〇氏 権利を取得した日：令和 3 年 1 月 14 日 権利を取得した事由：相続 取得した権利の種類及び内容：所有権（一部耕作している） 農業委員会によるあっせん等の希望の有無：希望する 届出の年月日：令和 5 年 3 月 29 日 以上です。</p>
議長	これは報告で終わりです。日程 9、協議会に入りたいと思います。諸般の報告をお願いします。
	<p>協議会 (1) 行事予定について (2) その他</p>
事務局	<p>以上を持ちまして、第 4 回農業委員会総会を終わります。 一同 礼</p>

本議事録は、事務局職員に記載させたものであるが、相違ないので署名する。

令和 5 年 4 月 24 日

署名委員

署名委員